

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について

沖縄県では、県内全域で急速に感染者が増加している新型コロナウイルスの感染拡大を封じ込めるため、1月19日に沖縄県緊急事態宣言が発出されました。(宣言期間：1月20日～2月7日)

貴施設におかれましては、「沖縄県緊急事態宣言」(別添1)を踏まえ、利用者及び職員の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおり対応頂きますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」(Vol908)(令和3年1月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課他各課連名事務連絡)を参考の上、引き続き感染防止対策に留意し、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

なお、クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、通所・短期入所サービスの利用者のうち、家庭での対応が可能な方については、当該利用者やその家族の意向を充分に確認のうえ、利用自粛の協力を求めてください。

2 代替サービスの提供の確保について

やむを得ず、通所・短期入所サービス事業所を自主的に休業する場合には、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、訪問系サービスの提供など代替サービスの検討を行い、適切なサービスの提供の確保をお願いします。

また、休業する場合には、各指定権者へ事前にお知らせくださるようお願いいたします。なお、今後、通所介護事業所等における感染者が増加した場合には、感染拡大を防止するため、休業等を要請することも考えられます。については、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いいたします。

3 感染拡大防止策の徹底について

厚生労働省の通知等を踏まえ、これまで感染対策の徹底についてお願いしてきたところですが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部

改正)」(令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課他連名事務連絡)(Vol.881)等を参考に、改めて感染防止策の徹底をお願いします。

また、特に入所・居住系サービス施設においては、面会者からの感染を防ぐため、面会は原則、中止をお願いします。

新型コロナウイルス関連のお知らせ(県ホームページ)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

厚生労働省が公開している、介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修についてぜひ介護職員及び管理者や感染管理対策委員会等で活用ください。

①職員向け

<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

- ・介護サービス提供の場で行う感染対策
- ・標準予防策と感染経路別予防策
- ・生活の場における高齢者の健康管理
- ・介護サービスを提供する際の衛生管理
- ・手洗い、個人防護服の適切な使用
- ・感染予防策を踏まえた介護・看護ケア(平常時・感染症流行期)
- ・感染症発生時の対応(濃厚接触者・陽性者発生時を含む)
- ・家族等への支援
- ・感染症による死亡への備え

②管理者・感染対策教育担当者向け

https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

上記①に加えて、以下のプログラム

- ・生活を支えるための感染対策
- ・感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善
- ・感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス
- ・感染症発生時の対応
- ・実技・演習の進め方

4 高齢者施設での感染症発生時について

施設内で職員や利用者に発熱等の症状が認められた場合、迅速な対応が感染拡大の防止につながります。「新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者における感染対策(第4版等)について(周知)」(令和2年12月1日子高第1004号沖縄県高齢者福祉介護課長)についても再確認し、対応するようお願いいたします。

また、医療機関の病床も逼迫していることから、状況によっては陽性となった入所者を施設内での入所を継続する場合も予想されます。「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」(令和3年1月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染対策本部他連名事務連絡)(Vol911)を参考に保健所や感染管理専門家の指示に従って対応するようお願いします。

5 事業所等への支援等について

申請忘れはありませんか?申請期限にご注意ください!

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

- ・感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
感染症対策に要する衛生用品等の購入等（令和2年4月1日購入分から対象）

申請期限：令和3年2月28日

- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
利用者と接する職員に慰労金の支給

申請期限：令和3年1月31日

など

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214

沖 縄 県 緊 急 事 態 宣 言

(期間:令和3年1月20日～2月7日)

- 年明け以降、県内全域で急速に感染者が増加しており、直近1週間の新規感染者数は523人と、2週間前の約2倍となり、感染拡大に歯止めがかかっていません。
- 入院治療の必要な重症・中等症の患者数も、最多の135人となっています。
- 年末年始の忘年会・親族間交流・成人式を契機として、飲食店のみならず、親族間、事業所、保育園等でも集団感染が発生するなど、感染拡大が全世代、多くの業種に及んでいます。
- 島しょ県である本県の医療資源には限りがあり、急速な感染者数の増加に伴い新型コロナ対応病床のみならず非コロナの一般病床利用率も90%を超えるなど地域医療の崩壊が迫っています。
- 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民全ての行動変容が求められており、「新しい生活様式」の徹底が必要です。
- この危機を乗り越えるため、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、沖縄県緊急事態宣言を発出し、1月20日から2月7日までの間、以下の項目を要請します。

【県民・事業者・来訪者の皆様への依頼事項】

1. 外出自粛の要請

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないよう要請します。

特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底を要請します。

2. 営業時間短縮の要請等

県内全市町村の飲食店及び遊興施設等において、次のとおり営業時間を短縮するよう要請します。対象の全期間、時短要請に応じたいただいた事業者には、店舗毎に協力金を支給します。

①対象市町村：全市町村

②営業時間：朝5時から夜8時までの間

(酒類の提供は、朝11時から夜7時まで)

③対象業種：飲食店及び遊興施設等

④要請期間：1月22日(金)～2月7日(日) 17日間

⑤協力金：68万円(17日間全期間、要請に応じた場合)

※1 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

※2 7市は、1月21日(木)で、一旦、夜10時までの営業時間短縮要請は終了となります。1月22日(金)から、改めて全市町村を対象として要請します。

3. 県外との往来

国の緊急事態宣言が発令された地域には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急の往来については、自粛をお願いします。

また、各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域についても、不要不急の往来の自粛をお願いします。

その他の地域については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。

※1 国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(1月18日時点：11都府県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県))。

※2 各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(1月18日時点：5県(茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県))

4. 離島との往来

離島との不要不急の往来は自粛を要請します。

5. 基本的な感染対策の徹底

日常生活において、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、マスク、手洗い、検温、定期的な換気など「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

高齢者及び有症状の家族と接する時には、マスクの着用をお願いします。

6. 職場での対策

体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないようお願いします。

テレワークやリモート会議、時差出勤を推進し、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけます。

感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底をお願いします。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意してください。

※1 5つの場面とは、場面①「飲食を伴う懇親会等」、場面②「大人数や長時間におよぶ飲食」、場面③「マスクなしでの会話」、場面④「狭い空間での共同生活」、場面⑤「居場所の切り替わり」です。

7. イベントの開催制限

イベントの開催規模等は、引き続き次のとおりとします。

開催規模：5,000人以下

収容率： 屋内 50%以下

屋外 人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

また、可能な限り、オンライン開催や感染防止対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小の上での開催を要請します。

8. プロ野球、その他競技団体等のキャンプ・合宿の受入

プロ野球球団やサッカーJリーグ所属クラブ、その他スポーツ競技団体等のキャンプ・合宿の受入にあたっては、各球団・クラブ関係者(選手、スタッフ含む)及びキャンプ関連の取材を予定されるマスコミ等の皆様に対して、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けることを前提とするよう要請します。

受入市町村及び事業者には、キャンプ実施会場における感染防止対策の徹底を要請します。

また、キャンプ期間中も定期的なPCR検査若しくは抗原検査の実施を要請します。

緊急事態宣言期間中は、練習試合及び練習を無観客とすることとあわせて、マスク等の皆様の取材活動については必要最小限とすることを要請します。

9. 施設に対する営業時間短縮の働きかけ

次の施設に対して、夜8時までの営業時間の短縮(酒類提供は朝11時から夜7時まで)を働きかけます。

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)
- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
- ・運動施設、遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設
- ・1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)

【学校・社会福祉施設・各公共施設等】

1. 学校関連

県立学校については、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底します。

市町村及び私立学校(大学等を除く)については、県立学校と同様の対応を要請します。

大学等では、感染防止と面接授業・遠隔授業等による学習機会の確保の両立に向けて適切な対応を要請します。

大学等での、懇親会などについては、学生等への注意喚起を要請します。

2. 社会福祉施設

保育所や介護老人福祉施設等については、感染防止対策を徹底した上で、原則、開所を要請します。

3. 公共施設等

博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続しますが、運営時間は、夜8時までとします。

なお、感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施します。

市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請します。

◎ 上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく協力依頼です。

沖縄県緊急事態宣言下の具体的実施内容
(警戒レベル第4段階の沖縄県対応方針)

I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
◎緊急事態宣言	<p>【1月19日発出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年明け以降、県内全域で急速に感染者が増加しており、直近1週間の新規感染者数は523人と、2週間前の約2倍となり、感染拡大に歯止めがかかっていません。 ● 入院治療の必要な重症・中等症の患者数も、最多の135人となっています。 ● 年末年始の忘新年会・親族間交流・成人式を契機として、飲食店のみならず、親族間、事業所、保育園等でも集団感染が発生するなど、感染拡大が全世代、多くの業種に及んでいます。 ● 島しょ県である本県の医療資源には限りがあり、急速な感染者数の増加に伴い新型コロナ対応病床のみならず非コロナの一般病床利用率も90%を超えるなど地域医療の崩壊が迫っています。 ● 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民全ての行動変容が求められており、「新しい生活様式」の徹底が必要です。 ● この危機を乗り越えるため、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、沖縄県緊急事態宣言を発出し、1月20日から2月7日までの間、以下の項目を要請します。
1. 外出自粛の要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないよう要請します。 ○ 特に夜8時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請します。
2. 時短営業要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団感染等が発生し、感染拡大の恐れがある場合や医療提供体制の維持に必要な場合等は、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、営業時間短縮の要請を行います。 <p>【1月19日決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内全域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等(食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗)においては、営業時間を、朝5時～夜8時(酒類の提供は朝11時から夜7時まで)までとするよう要請 (1) 時短要請期間 1月22日(金)～2月7日(日) 協力金:68万円 ※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。 ※ 1月19日時点で営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、当該時短要請期間におけるGo To イートの利用については、県全域で夜8時以降はテイクアウト及びデリバリーのための利用に制限します。 <p>【令和2年12月14日決定(12月23日及び令和3年1月8日、19日更新)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の地域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等においては、営業時間を、朝5時～夜10時までとするよう要請 (1) <u>那覇市・浦添市・沖縄市</u> <ul style="list-style-type: none"> ①時短要請期間 12月17日(木)～12月28日(月) 協力金:48万円 ②時短要請期間(延長) 12月29日(火)～1月11日(月) 協力金:56万円 ③時短要請期間(延長) 1月12日(火)～<u>1月21日(木)協力金:40万円</u>

	<p>(2) 宜野湾市・名護市 ①時短要請期間 12月25日(金)～1月11日(月) 協力金:72万円 ②時短要請期間(延長)1月12日(火)～<u>1月21日(木)協力金:40万円</u></p> <p>(3) 宮古島市・石垣市 時短要請期間(追加)1月12日(火)～<u>1月21日(木)協力金:40万円</u> ※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。 ※ 時短要請発表時点において、営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。 ※ 1月8日決定の要請期間については、1月19日決定を踏まえ、要請期間の終期及び支給額を変更。</p>
3. 県外との往来関連	<p>○ 国の緊急事態宣言が発令された地域には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急な往来については、自粛をお願いします。</p> <p>○ また、各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域についても、不要不急な往来の自粛をお願いします。</p> <p>○ その他の地域については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <p>※1 国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(1月18日時点:11都府県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県))。</p> <p>※2 各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(1月18日時点:5県(茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県))</p>
4. 離島との往来関連	<p>○ 離島との不要不急の往来は自粛を要請します。</p>
5. 基本的感染対策の徹底	<p>○ 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、うがい、定期的な換気、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。</p> <p>○ クラスタが発生している場所や、3密の回避が難しい場所への外出は控えるようお願いします。買い物の際も、少人数・短時間で済ませるようお願いします。</p> <p>○ 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。</p> <p>○ 高齢者や有症状の家族等と接する時には、マスクをつけるようお願いします。</p> <p>○ 会食・会合は、同居家族との食事など最小限でお願いします。</p>
6. 職場での対策	<p>○ 体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないようお願いします。</p> <p>○ テレワークやリモート会議、時差出勤を推進し、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけます。</p> <p>○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底をお願いします。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意してください。</p> <p>※1 5つの場面とは、場面①「飲食を伴う懇親会等」、場面②「大人数や長時間におよぶ飲食」、場面③「マスクなしでの会話」、場面④「狭い空間での共同生活」、場面⑤「居場所の切り替わり」です。</p> <p>○ 各店舗や施設等においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、アクリル板等仕切りの設置、室内換気、従業員のマスク着用や健康管理等を徹底するようお願いします。</p> <p>○ 感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」についても、積極的な活用をお願いします。</p>

7. イベントの開催関連	<p>○ イベントの開催規模等は、引き続き次のとおりとします。 開催規模：5,000人以下 収容率：屋内 50%以下 屋外 人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)</p> <p>○ イベント開催にあたっては、その規模に関わらず3密が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」など、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に基づき、感染防止対策及び開催要件に沿って実施をお願いします。</p>
8. プロ野球、その他競技団体等のキャンプ・合宿の受入	<p>○ プロ野球球団やサッカーJリーグ所属クラブ、その他スポーツ競技団体等のキャンプ・合宿の受入にあたっては、各球団・クラブ関係者(選手、スタッフ含む)及びキャンプ関連の取材を予定されるマスコミ等の皆様に対して、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けることを前提とするよう要請します。</p> <p>○ 受入市町村及び事業者には、キャンプ実施会場における感染防止対策の徹底を要請します。</p> <p>○ また、キャンプ期間中も定期的なPCR検査若しくは抗原検査の実施を要請します。</p> <p>○ 緊急事態宣言期間中は、練習試合及び練習を無観客とすることとあわせて、マスコミ等の皆様の取材活動については必要最小限とすることを要請します。</p>
9. 施設に対する営業時間短縮の働きかけ	<p>○ 次の施設に対して、夜8時までの営業時間の短縮(酒類提供は朝11時から夜7時まで)を働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 <p>・1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ・運動施設、遊技場 ・博物館、美術館又は図書館 ・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設 <p>・1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)</p>
10. 休業要請	<p>○ 集団感染等が発生し、感染拡大の恐れがある場合や医療提供体制の維持に必要な場合等は、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。</p>
11. 県外での受験や就職面接等の対応について	<p>○ 受験や就職面接等で県外を訪問する際には、不要不急の外出や人との接触を可能な限り避けるほか、マスクの着用や3密(密閉・密集・密接)の回避、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上での行動をお願いします。</p> <p>○ 帰沖後も、健康観察を行うこととし、風邪の症状等がある場合は、登校を控えるようお願いします。</p>
12. 離島空港・離島港湾	<p>○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。</p>
13. その他	<p>○ 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許されるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。</p> <p>○ 感染拡大防止対策として、沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」及び厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の登録をお願いします。</p>

沖縄県緊急事態宣言下の具体的実施内容
(警戒レベル第4段階の沖縄県対応方針)

II 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床数については、8月10日に医療フェーズ5:最大425床の確保を目標に設定。 ○ 県内全地域で医療フェーズ4に引き上げ (10月9日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ5に引き上げ (10月16日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ4に引き下げ (11月17日) ○ 宮古地域の医療フェーズ5に引き上げ (12月9日) ○ 県内全地域で医療フェーズ5に引き上げ (1月14日)
(2)宿泊療養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、宿泊療養施設を開設。 ○ 県内全域で5施設370床で運用中 <ul style="list-style-type: none"> ①7月30日:那覇市内に開設(60床) ②8月4日:那覇市内に追加開設(100床→8月12日から200床) ③8月12日:宮古地域に開設(30床) ④8月4日:八重山地域に開設(30床→8月7日から50床) ⑤10月20日:北部地域に開設(30室) ○ 中部地域等での新たな開設に向け検討中。
2. 入院体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行うため、疑い患者を受け入れるとした救急・周産期・小児医療機関に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 新型コロナウイルス感染患者等を迅速に受け入れる体制を確保するため、病床を空床として確保した医療機関に対し空床確保の補助を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストを県下消防本部へ周知することにより、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。
3. 無症状者や軽症者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山圏域に宿泊療養施設を設置し、無症状者及び軽症者の入所を促進する。また、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での適切な健康管理を行う。
4. 外来医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。
5. 検査体制の強化	
(1)PCR検査件数/日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の最大検査件数について、PCR検査:3,386件、抗原検査:3,570件への拡充に取り組んでいる。
(2)PCR検体採取施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による行政検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無症状の濃厚接触者へのPCR検査を再開する。 ○ 239ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関又は診療検査機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。

6. 離島対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離島における発生状況に応じた円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁からのリエゾン(連絡調整員)派遣等調整を行う。 ○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。
7. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。 ○ 県備蓄分について確保を進める。
8. 情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。 ○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。 ○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。 ○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。
9. 渡航者への対応(水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 那覇空港等に設置した旅行者専用相談センター沖縄(TACO)において、サーモグラフィー等により発熱が確認された旅行者を迅速に検査へと繋げる対策を行う。 ○ 県内の感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」や濃厚接触者通知システムLINEアプリ「RICCA」の利用促進を図るとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。
10. クラスター対策(病院、社会福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括情報部内に「医療機関・福祉施設支援チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取り組みを継続して行う。 ○ 具体的には、クラスター発生、または発生するおそれのある医療機関・社会福祉施設において感染症指導を行うICT(感染管理チーム)・ICN(感染管理看護師)の派遣体制の整備を行うとともに、次の感染拡大期に向けて、看護師を派遣し、社会福祉施設における感染防止対策の指導・助言を実施する。 ○ また、引き続き医療機関・社会福祉施設内における患者発生情報の収集を実施する。
11. 医療コーディネーターチーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネーターチームの人員を増強して対応する。 ○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。
12. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のインフルエンザとの同時流行に備えて、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を、発熱者を含む相談窓口として体制を強化する。それに伴い、感染状況やコールセンターの応答率を踏まえて、昼間は最大20回線、夜間最大10回線に増設して対応予定。
13. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。
14. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助上限額: 病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限: 令和3年2月26日
15. 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者等に対し、慰労金として最大20万円を支給する(その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員は5万円を支給する)。 ○ 対象者は、県内1例目発生日(2月14日)から6月30日のうち10日以上勤務したものの ○ 申請先: 沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 申請期限: 令和3年2月28日
16. 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の受け入れに協力した医療機関に対し、医療従事者の処遇改善など各医療機関の実情に応じて柔軟に活用できる協力金を交付する。 ○ 対象医療機関 感染症指定医療機関、協力医療機関等 ○ 交付額 外来診療基礎額 1医療機関につき1日当たり3万6千円 入院患者変動額 延べ入院患者1人につき1日当たり6万4千円
17. 新型コロナウイルス感染症流行下妊産婦支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、助産師等の訪問による専門的なケアや電話相談等を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症に不安を抱える分娩前の妊婦が、かかりつけ医と相談し希望する場合、ウイルス検査費用を公費負担する(上限20,000円)
18. 介護施設等へのPCR検査の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染した場合に重症化のリスクが高い高齢者が利用する介護施設における感染拡大防止や、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の機能を維持していくため、介護施設及び医療機関の職員を対象にPCR検査を実施します。
19. 新型コロナウイルスワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村においてワクチンを接種する。 ○ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置等は、予防接種法の現行の規定を適用する。
(1)国の役割	①ワクチンの確保 ②購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 ③接種順位の決定 ④健康被害救済に係る認定 ⑤副反応疑い報告制度の運営 等
(2)県の役割	①地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等) ②市町村支援 ③市町村事務に係る調整(接種スケジュールの広域調整等) ④専門的相談対応 等
(3)市町村の役割	①実施主体 ②住民への接種勧奨・個別通知 ③接種手続きに関する一般相談対応 ④健康被害救済の申請受付、給付 ⑤集団接種会場の確保 等
(4)接種順位の大きなイメージ・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者等(先行接種) 2月下旬 ○ 医療従事者等(優先接種) 3月上旬(沖縄県約45,000人) ○ 高齢者 3月下旬(沖縄県約330,000人) ○ 高齢者以外で基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者
(5)接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 住民票所在地の市町村 ○ 例外 住民票所在地外でも接種可(長期入院者、被災者、単身赴任者、出産のための里帰り妊産婦等)

沖縄県緊急事態宣言下の具体的実施内容
(警戒レベル第4段階の沖縄県対処方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。 ○ ただし重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を要請する。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部授業は主としてオンラインによる遠隔授業を実施する。 ○ 1月18日から1週間の臨地実習は中止する。 ○ 大学院生の研究指導は、指導教員と調整をしながら実施する。 ○ 図書館は、4年次以外の利用を原則禁止する。学外者の閲覧利用等は引き続き禁止とする。 ○ 部活動や課外活動における感染防止対策の徹底する。 ○ 体育館を利用しての活動は当面禁止する。 ○ 懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 県外、離島への不要不急の移動(帰省を含む)は自粛する。やむなく移動する場合は事前に届け出をする。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔授業を継続するが、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業を実施する。 ○ 学生に対し、授業又は授業外学習等のため大学施設を利用する場合を除き、構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域(学校所在地)の感染状況等を見ながら、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施 b実習については、分散形式またはオンライン形式による座学で実施 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を要請する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を要請する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、職業訓練を実施する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請する。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請する。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。

④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<p>○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼する。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を要請する。</p> <p>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を要請する。</p> <p>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園を検討することを依頼する。</p>
5. その他の公共施設	<p>○ 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続するが、運営時間は、夜8時までとする。</p> <p>○ 感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施する。</p> <p>○ 市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請する。</p>
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。
②青少年の家	○ 地域の感染拡大の状況に応じた感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。
③埋蔵文化財センター	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。(一部施設は当分の間休室とする)。</p> <p>○ イベント等に際しては、状況に応じて利用者の人数制限等の対策を講ずる。</p>
④地域環境センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業を実施する。
⑤博物館・美術館	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で開館する。(一部施設は当分の間休室)</p> <p>○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。(一部のイベントは中止又は延期)</p>
⑥沖縄空手会館	<p>○ 施設の運営時間短縮を実施する。道場施設、特別道場等の運営時間を午後8時までとする。</p> <p>○ 感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れ(専用利用のみ)を行う。</p> <p>○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。</p> <p>○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。</p>
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 県のガイドライン等に基づく3密対策として展示室の入室制限を実施、会議室、ホールの収用人数制限を実施する。
⑧公文書館	○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき、閲覧室及び展示室への入室制限を実施する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 感染防止対策を徹底した上で開園する。ただし、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)は利用できるものとする。 ○ 施設の利用は午後8時までとする。 ○ ただし、専用利用については、可能な限り、規模縮小での開催の検討を依頼し、個人利用については、人数や使用方法等について一部制限を行う。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
⑤県営8公園施設	○ 遊具等及び駐車場は、感染防止対策を徹底した上で利用出来るものとする。ただし、屋内・屋外施設の利用については、3密対策等感染防止対策の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 感染防止対策を徹底した上で、開園する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。 ○ 緊急事態宣言発出中の期間中に開催される催事の新規予約については、各種ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が確実に講じられているかを見極めた上で、慎重に判断する。 ○ 施設の運営時間短縮を実施することとし、運営時間を夜8時までとする。
②万国津梁館	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。 ○ 緊急事態宣言発出中の期間中に開催される催事の新規予約については、各種ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が確実に講じられているかを見極めた上で、慎重に判断する。 ○ 施設の運営時間短縮を実施することとし、運営時間を夜8時までとする。
③沖縄県総合福祉センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、事業を実施する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、事業を実施する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

事業活動及び県民に対する支援策等

項目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。 ○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。特例制度の期限(令和3年2月1日)後については、既存の猶予制度を周知し、弾力的な運用に努める。
③国民健康保険料(税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。 ○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
④県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。
⑤緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内 ○ 申請期限:令和3年3月末まで
⑥総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内※ ※日常生活の維持が困難な場合、更に3ヶ月以内延長可 ○ 申請期限:令和3年3月末まで(延長については、令和3年6月末まで)
⑦住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。また、同支給額が実際の家賃を下回る方々に対して、県独自の支援給付金を支給する。 ○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関(支援給付金は県保護・援護課)
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。※4日目から支給 ○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など
⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 ○ 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL:0120-221-276) ○ 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円)

(2)相談対応	
①見守り活動の実施	○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。
②ひとり親家庭対応	○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。
③DV、児童虐待対応	○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。 ○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。
④特殊詐欺等対応	○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。
⑤学生等対応	○ 大学、専門学校等の学生からの相談については、NPO法人と連携し対応。
2. 事業者向け支援策	
(1)支援策	
①雇用調整助成金 (国事業)	○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。 ○ 雇用調整助成金の特例措置等は、令和2年12月末から、令和3年2月末まで延長される。
②沖縄県雇用継続助成金事業	○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、県が上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。 ○ 受付・問い合わせ先: 事業主向け雇用支援事業事務局 (TEL: 098-941-2044) ○ 助成率(休業手当に対する割合): ①緊急対応期間以外の特例期間(令和2年1月24日～令和2年3月31日) 大企業: 国1/2 県1/6 (企業1/3) 中小企業: 国2/3 県1/6 (企業1/6) ②緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年2月28日)※解雇等あり 大企業: 国2/3 県1/6 (企業1/6) 中小企業: 国4/5 県1/10 (企業1/10) ③緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年2月28日)※解雇等なし 大企業: 国3/4 県1/4 中小企業: 国10/10 県なし ○ 申請期限: 国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効) ○ 沖縄県雇用継続助成金事業は、国の雇用調整助成金等の特例措置等の延長(2月末まで)に伴う支給決定も対象。
③小学校休業等 対応助成金 (国事業)	○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。 ○ 申請先: 学校等休業助成金・支援金受付センター ○ 相談先: コールセンター(TEL: 0120-60-3999) ○ 支給額: 賃金相当額×10/10(1日最大: 15,000円/人) ○ 対象期間: 令和3年2月28日
④農林漁業セーフ ティーネット資金 貸付等	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。

⑤経営継続補助金 (国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。
⑥工業用水道料金関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。 ○ 相談先：配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期：令和2年12月～令和3年3月使用分 ○ 申請期限：納期限の延期については納期限の7日前まで、それ以外の支援策については、随時相談。
⑦持続化給付金 (国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。 ○ 相談先：持続化給付金事業 コールセンター(TEL:0120-115-570) ○ 給付額：法人最大200万円 個人事業主：100万円 ○ 申請期限：令和3年1月15日 (特段の事業がある場合：令和3年2月15日)
⑧家賃支援給付金 (国事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する。 ○ 相談先：家賃支援給付金コールセンター(TEL:0120-653-930) ○ 給付額：月額最大 法人100万円(個人事業主：50万円)×6ヶ月分 ○ 申請期限：令和3年1月15日 (特段の事業がある場合：令和3年2月15日)
⑨県中小企業セーフティネット資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。 ○ 相談先：県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額：1企業、1組合当たり3,000万円以内 ○ 取扱期間：当分の間
⑩新型コロナウイルス感染症対応資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。 ○ 相談先：県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額：1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込を受付たものでかつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。
⑪うちなーんちゅ応援プロジェクト (営業時間短縮協力金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間短縮要請の発出(令和3年1月19日)に伴い、県内全域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-856-4427) ○ 時短要請期間：令和3年1月22日(金)～令和3年2月7日(日) (要請の全期間について、営業時間を朝5時～夜8時(酒類の提供は朝11時から夜7時まで)までとする) ○ 給付額：1店舗あたり68万円 ○ 受付期間：検討中

<p>⑫<u>うちなーんちゅ</u> <u>応援プロジェクト</u> <u>(営業時間短縮協</u> <u>力金)</u></p>	<p>○ 営業時間短縮要請の発出(令和3年1月8日)に伴い、那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市、宮古島市、石垣市の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-856-4427)</p> <p style="text-align: right;">令和3年1月31日(変更前)</p> <p>○ 時短要請期間: 令和3年1月12日～令和3年1月21日(変更後) 一律80万円(変更前)</p> <p>○ 給付額: 1事業者一律40万円(変更後)</p> <p>○ 受付期間: 検討中</p> <p>※ 1月8日決定の要請期間については、1月19日決定を踏まえ、要請期間の終期及び支給額を変更する。</p>
<p>⑬<u>うちなーんちゅ</u> <u>応援プロジェクト</u> <u>(営業時間短縮協</u> <u>力金)</u></p>	<p>○ 営業時間短縮要請の発出(12/14及び12/23)に伴い、那覇市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-856-4427)</p> <p>○ 時短要請期間</p> <p>①令和2年12月17日～令和2年12月28日(那覇市/浦添市/沖縄市)</p> <p>②令和2年12月29日～令和3年1月11日(同上)</p> <p>③令和2年12月25日～令和3年1月11日(宜野湾市/名護市)</p> <p>○ 給付額: 上記①の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律48万円 上記②の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律56万円 上記③の場合、営業時間短縮協力金、1事業者一律72万円</p> <p>○ 受付期間: 令和3年1月4日～2月28日</p>
<p>⑭<u>納税の猶予</u></p>	<p>○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。特例制度の期限(令和3年2月1日)後については、既存の猶予制度を周知し、弾力的な運用に努める。</p>
<p>⑮<u>うちなーんちゅ</u> <u>応援プロジェクト</u> <u>(緊急支援金、休</u> <u>業協力金、支援</u> <u>金)</u> ※受付終了</p>	<p>○ 感染拡大により、売上げの大幅な減少等の経済的な影響を受ける飲食店や小売業等及び県が行った休業要請の対象施設について、事業継続支援等の観点から、支援金及び休業協力金を支給する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県支援金等相談センター (TEL:098-851-9990)</p> <p>○ 給付額: 緊急支援金(飲食店向け): 10万円 休業協力金(休業要請施設): 20万円 支援金(小売業、旅行業(無店舗)等): 10万円</p> <p>○ 申請期限: 緊急支援金: 4月30日～6月15日 ※受付終了 休業協力金: 5月11日～6月30日 ※受付終了 支援金: 5月15日～6月30日 ※受付終了</p>
<p>⑯<u>うちなーんちゅ</u> <u>応援プロジェクト</u> <u>(休業協力金・営</u> <u>業時間短縮協力</u> <u>金)</u> ※受付終了</p>	<p>○ 緊急事態宣言(令和2年7月31日)の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時間短縮要請(朝5時～夜10時まで)に伴う10万円の協力金支給を実施する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:080-8594-7947)</p> <p>○ 給付額: 休業協力金20万円、営業時間短縮協力金10万円</p> <p>○ 申請期限: 那覇市(8月17日～11月30日まで受付延長) ※受付終了 宮古島市、石垣市(8月24日～11月30日まで受付延長) ※受付終了</p>

<p>①安全・安心な島づくり応援プロジェクト ※受付終了</p>	<p>○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。 ○ 相談先：沖縄県感染症対策奨励金コールセンター (TEL:098-987-4507) ○ 主な対象業種 宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了</p>								
<p>(2)各事業者向け</p>									
<p>①農林水産業向け</p>	<p>○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等 ○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等 ○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)</p>								
<p>②文化事業者向け</p>	<p>○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る支援を行う。</p>								
<p>③スポーツイベント主催者向け</p>	<p>○「新しい生活様式」に即したスポーツツーリズムに資するオンライン等スポーツイベントの開催などに要する経費を支援する。</p>								
<p>④公共交通事業者向け</p>	<p>○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。 ○ 支給額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・路線バス</td> <td>5万円/台</td> </tr> <tr> <td>・法人タクシー</td> <td>4万円/台</td> </tr> <tr> <td>・離島航路</td> <td>10万円～160万円/社</td> </tr> <tr> <td>・離島航空路</td> <td>140万円/機</td> </tr> </table> ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了 ○ 個人タクシー(約1,200事業者)は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。 ○ 申請期限：令和2年8月31日 ※受付終了</p>	・路線バス	5万円/台	・法人タクシー	4万円/台	・離島航路	10万円～160万円/社	・離島航空路	140万円/機
・路線バス	5万円/台								
・法人タクシー	4万円/台								
・離島航路	10万円～160万円/社								
・離島航空路	140万円/機								
<p>⑤医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<p>○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額：病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限：令和3年2月28日(予定)</p>								
<p>⑥高齢者・障害者施設等における感染症対策徹底支援事業</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県または、沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額 サービス類型毎に設定 (例：高齢者施設等)通所介護(通常規模型)89.2万円/事業所、訪問介護53.4万円/事業所、特養3.8万円/定員 (例：障害者施設等)施設入所支援121.5万円/施設、居宅介護11.5万円/事業所、生活介護75.7万円/事業所 ○ 申請期限：令和3年2月末</p>								

(3)相談対応	
①雇用調整助成金相談窓口体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談先：事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044) ○ 開設時間：9:00～17:00(土・日・祝日除く)
②支援機関の窓口相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。
③公共工事の関連の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。 ○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。
3. その他対応	
(1)その他対応	
①便乗値上げ防止要請等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。
②観光客・観光事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。 ○ 観光客に対してRICCAへの登録を促進し、新型コロナに関する各種情報提供を行う。
③在住外国人への生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
④廃棄物取扱方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 ○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。
⑤警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繁華街等における警戒活動の強化。
⑥感染拡大防止と社会経済活動両立サポート	<ul style="list-style-type: none"> ○ RICCAにおいて、感染防止対策徹底宣言シーサーステッカー掲示店舗のクーポンを発行することで事業活動を応援する。 ○ 店舗やイベント等で万が一集団感染が発生した場合、LINEメッセージにより接触可能性のお知らせを行い、健康観察の徹底等を促すことで感染拡大防止へつなげる。